令和元年　第２１回　川口市教育委員会定例会

日　時　　令和元年１２月１９日（木）
　　午後１時３０分
場　所　　川口市教育局教育委員会室

日　　程

１　開　会

２　点　呼

３　前回会議録の承認
（１）第２０回川口市教育委員会定例会会議録

４　教育長報告
（１）１月行事予定について　――　１
（２）次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について　――　７
（３）川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて　――　２４
（４）平成３２年度埼玉県公立小・中学校等校長・教頭候補者選考の結果について　――　２５
（５）令和元年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰校について　――　２６
（６）令和元年度第６６回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について　――　２７

５　協議事項
（１）令和２年度教育費当初予算要求額について　――当日１
（２）川口市立高等学校附属中学校について　――当日２
（３）川口市いじめの防止等のための基本的な方針について　――別添１

６　議　事
議案第１３４号　職員の人事について　――当日３
議案第１３５号　川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて　――　２８
議案第１３６号　川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について　――　２９

７　その他
（１）第３８回川口マラソン大会の結果について　――　３１

８　閉　会

教育長報告（1）

令 和 2 年　　1　　月　　行 事 予 定 表

日	曜日	教 育 総 務 課	生 涯 学 習 課	文 化 推 進 室	文 化 財 課	中 央 図 書 館	日	曜日
1	水		公民館等年始休館（～1/4）	年始休館（アートギャラリー　～1/3）	年始休館（～1/3）	年始休館（～1/4） 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館 メディアセブン	1	水
2	木						2	木
3	金						3	金
4	土			臨時休館（展示入替　アートギャラリー　～1/6）			4	土
5	日						5	日
6	月	仕事始め 新春交礼会 （10:00　リリアメインホール）					6	月
7	火	南部教育長会議・教育長協議会 （14:00　浦和合同庁舎）		2020アートな年賀状展（～19日） （10:00　アートギャラリー）		わらべうたとえほんの会（11:00　中央図書館）	7	火
8	水						8	水
9	木		市民大学「中国語講座」① （9:00　戸塚西公民館）			絵本とわらべうたの会（10:30　戸塚図書館）	9	木
10	金					絵本とわらべうたの会（10:30　新郷図書館） おはなしじゅうたん（10:30　鳩ヶ谷図書館） おさなごのおはなし会（11:00　前川図書館）	10	金
11	土		市民大学「スパイスとハーブを使いこなす」① （10:00　神根西公民館）	ワークショップ「オリジナルの型で染め体験」 （13:30　アートギャラリー）		おはなし会 （14:30　中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館） （15:00　中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館）	11	土
12	日						12	日
13	月	成人の日	はたちの集い （12:30　リリアメインホール）	イベント「アートなお正月あそび」 （14:00　アートギャラリー）			13	月
14	火						14	火
15	水		市民大学「科学館ガイドツアー」① （15:00　幸栄公民館）	夢わーく体験事業（戸塚西中学校）受入れ（～17日） （9:00　アートギャラリー）	夢わーく体験事業受入（戸塚西中学校） （1/15～1/17　郷土資料館）	わらべうたであそぼう（11:00　横曽根図書館） 川口の元気夢わーく（対象校：戸塚西中） （～1/16　中央図書館）	15	水

令 和 2 年　　1　　月　　行 事 予 定 表

日	曜日	教 育 総 務 課	生 涯 学 習 課	文 化 推 進 室	文 化 財 課	中 央 図 書 館	日	曜日
16	木	教育委員会定例会 (15:30　教育委員会室)	市民大学「中国語講座」②(9:00　戸塚西公民館) 市民大学「英語の発音を楽しく学ぼう～フォニックス入門～」① (9:30　生涯学習プラザ)			図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会 (10:00　中央図書館)	16	木
17	金					おさなごのおはなし会(11:00　前川図書館)	17	金
18	土		市民大学「スパイスとハーブを使いこなす」② (10:00　神根西公民館)	たのしい実技講座「はじめての彫刻画」 (13:30　アートギャラリー)		おはなし会 (14:30　中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00　中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	18	土
19	日			たのしい実技講座「はじめての彫刻画」 (13:30　アートギャラリー)	コンサート「時空を漂う音」 (13:00　歴史自然資料館)		19	日
20	月						20	月
21	火			共催展(美術家協会　～26日) (13:00　アートギャラリー)	企画展「今、思い出す。懐かしいあの頃のくらし。 ～昭和の遊び(おもちゃ)を中心に～」 (1/21～3/27　郷土資料館)	わらべうたとえほんの会(11:00　中央図書館) 図書特別整理期間(～1/24　横曽根図書館)	21	火
22	水				夢わーく体験事業受入(青木中学校) (1/22～1/24　郷土資料館)		22	水
23	木		市民大学「中国語講座」③(9:00　戸塚西公民館) 市民大学「英語の発音を楽しく学ぼう～フォニックス入門～」② (9:30　生涯学習プラザ)		社会科見学(神根小学校) (11:00　郷土資料館)	絵本とわらべうたの会(10:30　戸塚図書館)	23	木
24	金	埼玉県都市教育長協議会 (10:00　和光市役所)			文化財防火デー(指定文化財防火管理状況査察) (羽盡神社　他5か所) 社会科見学(戸塚綾瀬小学校)(11:30　郷土資料館)	おはなしじゅうたん(10:30　鳩ヶ谷図書館)	24	金
25	土		市民大学「スパイスとハーブを使いこなす」③ (10:00　神根西公民館)			おはなし会 (14:30　中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00　中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	25	土
26	日				縄文式土器をつくろう (10:30　歴史自然資料館)		26	日
27	月						27	月
28	火			臨時休館(作品搬出・搬入　アートギャラリー　～31日)		図書特別整理期間(～1/31　前川図書館)	28	火
29	水			第10回川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会 (10:30　中央図書館会議室)	歴史教室出前授業(前川小学校) (9:30　文化財センター)		29	水
30	木		市民大学「中国語講座」④(9:00　戸塚西公民館) 市民大学「英語の発音を楽しく学ぼう～フォニックス入門～」③ (9:30　生涯学習プラザ)				30	木
31	金						31	金

令 和 2 年　　1　　月　　行 事 予 定 表

日	曜日	科 学 館	ス ポ ー ツ 課	日	曜日
1	水	年始休館（～1/3）	年始休所	1	水
2	木		年始休所	2	木
3	金		年始休所	3	金
4	土	科学館仕事始め	【開所日】 戸塚スポーツセンター、青木町公園総合運動場、 体育武道センター	4	土
5	日	特別ワークショップ「指紋鑑定体験」（11:30　展示）	【開所日】 東、西、北、新郷、芝、安行、鳩ヶ谷スポーツセンター	5	日
6	月		【プール開始】新郷、戸塚スポーツセンター	6	月
7	火	特別ワークショップ「指紋鑑定体験」（14:00　展示） 車両展示「警察車両をみてみよう！」（14:00S　KIP西側駐車場）	【プール開始】東スポーツセンター	7	火
8	水		【プール開始】西、安行スポーツセンター	8	水
9	木	夜間出張観望会　（18:00　小谷場中学校）		9	木
10	金	展示利用　寄居町立桜沢小学校（13:30　展示）		10	金
11	土	夜間観測会（18:00　天文台）		11	土
12	日			12	日
13	月			13	月
14	火			14	火
15	水	川口の元気夢わーく体験事業 戸塚西中学校 ～17日 チャレンジサイエンス（9:30　展示、プラネ、天文台） 展示利用　鶴ヶ島市立杉下小学校（13:30　展示）		15	水

令和２年　　１　　月　　行事予定表

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
16	木	幼児投影　川口あけぼの幼稚園(10:00　プラネ)幼児投影　青木錦生幼稚園(10:00　展示・プラネ) 科学出張教室(10:00　前川保育所)幼児投影　芝幼稚園(10:30　展示・プラネ) 展示利用　上尾市立東町小学校(11:30　展示)展示利用　ふじみ野市立東台小学校(12:30　展示)		16	木
17	金	展示利用　川越市立高階西小学校(9:30　展示) 展示利用　所沢市立三ケ島小学校(12:30　展示) 展示利用　三芳町立藤久保小学校(13:30　展示)		17	金
18	土			18	土
19	日	特別ワークショップ「指紋鑑定体験」(11:30　展示)		19	日
20	月			20	月
21	火	展示利用　川越市立仙波小学校(9:30　展示)		21	火
22	水	川口の元気夢わーく体験事業 青木中学校 ～24日学習投影　本町小学校(9:30プラネ・展示) 展示利用　狭山市立山王小学校(9:30　展示)展示利用　狭山市立奥富小学校(12:30　展示) 学習投影　青木中央小学校(13:30　プラネ・展示)展示利用　川越市立霞が関東小学校(13:30　展示)		22	水
23	木	展示利用　伊奈町立特別支援学級交流会(10:30　展示) 幼児投影　清泉幼稚園(11:00　プラネ・展示) 展示利用　川越市立山田小学校(12:30　展示)		23	木
24	金	展示利用　川越市立福原小学校(9:30　展示) 展示利用　浦和特別支援学校(10:30　展示) 展示利用　川越市立今成小学校(12:30　展示)、展示利用　川越市立霞ケ関西小学校(13:30　展示)	体育三賞授与式及びスポーツ人合同新年会 (18:30　リリア音楽ホール、展示ホール)	24	金
25	土	科学出張教室(10:35　東本郷小学校) 科学出張教室(13:40　幸町小学校) 夜間観測会(18:00　天文台)		25	土
26	日			26	日
27	月			27	月
28	火	休館日(館内整理日)		28	火
29	水	展示利用　狭山市立入間川小学校(9:30　展示) 展示利用　狭山市立水富小学校(10:30　展示) 展示利用　狭山市立南小学校(13:30　展示)		29	水
30	木	展示利用　狭山市立入間野小学校(9:30　展示) 幼児投影　川口文化幼稚園(11:00　プラネ、展示) 展示利用　吉川市立栄小学校(12:30　展示)		30	木
31	金	展示利用　狭山市立御狩場小学校(9:30　展示) 展示利用　八潮市立松の木小学校(13:30　展示)		31	金

令 和 2 年　　1　　月　　行 事 予 定 表

日	曜日	庶 務 課	学 務 課	指 導 課	学 校 保 健 課	市 立 高 等 学 校	日	曜日
1	水						1	水
2	木						2	木
3	金						3	金
4	土						4	土
5	日						5	日
6	月						6	月
7	火			川口市教育研究会　教育講演会 (14:30　リリア)			7	火
8	水		3学期始業式	第3回就学支援委員会 (13:00　教育研究所)	学校給食献立委員会(自校調理小学校) (15:30　第二庁舎地階第2会議室)	始業式【全日制】(8:50　市立高等学校) 始業式【定時制】(18:00　市立高等学校)	8	水
9	木			適応指導教室開始日	小・中学校給食開始 学校給食献立委員会 (新郷・南平学校給食センター、自校調理中学校)(15:30　分庁舎2階会議室)		9	木
10	金			職業指導教室 (14:00　教育研究所) 青少年健全育成地域の集い(14:40　市立高等学校)	学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理中学校) (15:30　元郷学校給食センター会議室) 学校給食献立委員会(新郷・南平学校給食センター調理小学校)(15:30　第二庁舎地階第2会議室)		10	金
11	土					土曜授業　(8:40　市立高等学校)	11	土
12	日						12	日
13	月						13	月
14	火			人権教育管理職研修会 (15:00　西スポーツセンター)	川口市健康教育大会 (13:30　リリア)		14	火
15	水		第7回市立学校長会議 (9:30　川口市立高校大ホール)		学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理小学校) (15:30　元郷学校給食センター会議室)		15	水

令 和 2 年　　1　　月　　行 事 予 定 表

日	曜日	庶 務 課	学 務 課	指 導 課	学 校 保 健 課	市 立 高 等 学 校	日	曜日
16	木			指導課学校訪問 (上青木小・並木小)			16	木
17	金			委嘱研究発表会 (13:50　鳩ヶ谷小)			17	金
18	土		第3回川口市立高等学校附属中学校説明会 (10:00　川口市立高等学校大ホール)	教育相談支援員面接選考(9:00　教育研究所) 学校図書館司書面接選考(13:00　教育研究所)		附属中(仮称)学校説明会(10:00　市立高等学校) センター試験	18	土
19	日					センター試験	19	日
20	月		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30　教育委員会室)				20	月
21	火		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30　教育委員会室)	委嘱研究発表会 (13:20　朝日東小)			21	火
22	水		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30　教育委員会室)	指導課学校訪問 (十二月田小・飯仲小)			22	水
23	木		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30　教育委員会室)	指導課学校訪問 (戸塚小・差間小)			23	木
24	金			埼玉県体力課題解決研究指定校研究発表会 (13:00　里小)			24	金
25	土					土曜授業(8:40　市立高等学校)	25	土
26	日						26	日
27	月		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30　教育委員会室)	指導課学校訪問 (元郷南小・朝日西小)			27	月
28	火		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (8:30　教育委員会室)	指導課学校訪問 (芝樋ノ爪小・安行東小)	学校給食食品等選定委員会 (13:30　南平学校給食センター会議室)		28	火
29	水		人事評価に係る達成状況申告教育長面談 (13:00　教育委員会室)	指導課学校訪問 (慈林小・戸塚東小)			29	水
30	木			第3回いじめ問題対策協議会 (10:00　青木東公民館) 委嘱研究発表会(13:50　榛松中)			30	木
31	金			委嘱研究発表会(13:20　新郷東小) 職業指導教室　(13:30　教育研究所) 就職者壮行会　(15:00　教育研究所)	令和元年度第2回川口市結核対策委員会 (13:15　局会議室)		31	金

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日　時　令和元年１１月１５日（金）
　　午前１０時００分
場　所　議会第１委員会室

川　口　市　教　育　委　員　会

目　　次

【報告事項】

１　教育委員会定例会等の開催状況について　・・・　９

２　いじめ問題の現状について　・・・１１

（参考資料）

資料１　Ａ学校の事案　・・・１５

資料２　抗議文の写し

（川口市いじめ事件被害者支援の会）　・・・１７

【質疑応答概要】　・・・２０

1　教育委員会定例会等の開催状況について

（1）本市教育委員会会議の概要

本市教育委員会会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び川口市教育委員会規則に基づき開催している。

会議は、定例会と臨時会があり、定例会は、原則月 2 回開催し、臨時会は、教育長が必要と認めるときなどに開催している。

会議の構成は、①開会、②点呼、③前回会議録の承認、④教育長報告（※1）、⑤協議事項（※2）、⑥議事（※3）、⑦その他（※4）により行っている。

（※1）教育委員会事務局における事務の執行状況などを報告するもの。

（※2）教育委員会委員の意見を頂き、協議をするもの。

（※3）教育委員会の議決により、決定することが求められているもの。

（※4）各種イベントの紹介や結果などを報告するもの。

（2）平成 30 年 1 月から 12 月までの会議等の開催状況

ア　開催回数　・・・　定例会 22 回 、臨時会 0 回

イ　議事数　　・・・　111 件

議事の内訳

	議事の内容	件数
1	学校教育及び社会教育に関する基本方針を定めること	2 件
2	川口市立の小学校、中学校及び高等学校において使用する教科用図書を採択すること	3 件
3	教育委員会規則及び教育委員会規程の制定又は改廃を行うこと	21 件
4	議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	17 件
5	社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱し又は解嘱すること	34 件
6	人事案件に関わること	19 件
7	その他（文化財の指定に関すること、職員等の委員の任命に関すること、いじめ問題調査委員会に関することなど）	15 件
	計	111 件

ウ　その他の活動

（ア）各種団体の研修　・・・　市町村教育委員会研究協議会、
埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会など

（イ）教育施設の視察　・・・　市立高等学校、生涯学習プラザなど

（ウ）市立学校行事等の参加　・・・　委嘱研究発表会、周年行事など

（エ）その他行事の参加　・・・　はたちの集い、川口マラソンなど

（３）直近の教育委員会定例会（令和元年第 18 回（11 月 7 日開催））の内容について

ア　教育長報告

（ア）11 月行事予定について

（イ）9 月市議会定例会の概要について

（ウ）次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

（エ）川口市立高等学校附属中学校について

（オ）令和元年度埼玉県優秀教職員被表彰者について

（カ）市立学校体罰事案の対応経緯について（※5）

（キ）川口市立学校におけるいじめ重大事態の対応について（※6）

イ　協議事項

（ア）12 月市議会案件について

（イ）川口市いじめの防止等のための基本的な方針について（※7）

ウ　議事

なし

（※5）市立学校体罰事案の報道に至るまでの経緯について説明した。（詳細は、4 ページ 2（3）参照）

（※6）川口市立学校におけるいじめ重大事態について、概要の説明、調査を行うための組織の発足、調査委員会の開催状況を説明した。

（※7）「川口市いじめの防止等のための基本的な方針」の内容について、見直しの必要性や今後の方向性などについて、委員からご意見をいただいた。

2　いじめ問題の現状について

（1）市立学校におけるいじめ問題の現状について

ア　いじめの認知件数・解消件数　速報値（令和元年度 9 月末現在）

	小学校			中学校			高校		
	認知（件）	解消（件）	解消率（%）	認知（件）	解消（件）	解消率（%）	認知（件）	解消（件）	解消率（%）
4 月	105	81	77.1	22	17	77.3	0		
5 月	188	150	79.8	41	25	61.0	0		
6 月	212	132	62.3	33	10	30.3	1	1	100.0
7 月	485	経過観察中		70	経過観察中		0		
8 月	2	経過観察中		2	経過観察中		0		
9 月	122	経過観察中		18	経過観察中		0		
合計	1,114	363	32.6	186	52	28.0	1	1	100.0

※いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の 2 点が満たされていることが必要である。

【いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定平成 29 年 3 月 14 日最終改定）】

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

イ　いじめの態様（平成 30 年度・令和元年度 9 月末現在　多い順）

	小学校		中学校	
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
1	冷やかし、からかい、悪口・脅し文句	冷やかし、からかい、悪口・脅し文句	冷やかし、からかい、悪口・脅し文句	冷やかし、からかい、悪口・脅し文句
2	遊ぶふりをして叩く・蹴る	遊ぶふりをして叩く・蹴る	遊ぶふりをして叩く・蹴る	遊ぶふりをして叩く・蹴る
3	金品隠し、盗難、捨てられる	金品隠し、盗難、捨てられる	仲間はずれ、集団により無視される	仲間はずれ、集団により無視される

※小・中学校ともに、「冷やかし、からかい、悪口・脅し文句」が最多だった。

ウ　市立学校におけるいじめ問題への取組から（分析）

・いじめの認知件数の増加から、いじめの定義に照らし合わせ各学校において軽微なことも見逃さず、細かく認知したことが伺える。

・いじめの解消率が低い理由は、各学校において安易に「解消した」と判断せずに丁寧な指導、見届けを行っている状況があると考える。

（２）教育長による文部科学省への訪問について

ア　期日　令和元年10月11日（金）13:30

イ　概要　文部科学省生徒指導課生徒指導室長から、川口市教育長に対し指導・助言があった。

（ア）市立学校元生徒の死亡事案について

文部科学省としては、いじめ防止対策推進法第28条に違反していると判断しており、川口市に対し、以下の3点を求める。

①本件に関する原因究明を行い報告すること。

②遺族への対応を丁寧に行うこと。

③再発防止策を明確にして示すこと。

（イ）いじめ防止対策推進法に関する認識について

準備書面で示された法に欠陥があるという表現で、一般の方々に誤解を与えたことは適切ではなく、法を否定するような主張をすることは川口市としての信頼を損ねることになる。遵法意識を持ち、法に基づく対応をしっかりと行うよう求める。

（３）市立学校体罰事案の報道に至るまでの経緯について

・平成29年2月1日（水）

自身の子に対する体罰を訴えていた生徒の保護者から、「顧問教諭による、当該生徒以外の生徒への体罰の話がある」との訴えがある。

【対応】

校長に調査を依頼し「体罰なし」との報告を受けるとともに、体罰調査の結果にも訴えがなかったため、保護者に「体罰は確認できなかった」旨を口頭で伝えた。

・平成29年6月23日（金）

当該生徒の保護者から、学校・指導課との話し合いにおいて「顧問教諭の体罰について、ほかの生徒もやられている」との訴えがある。

・平成29年7月21日（金）

当該生徒の保護者から担当指導主事への電話において、「体罰の件、顧問教諭のほかの生徒の事案の事実確認を学校はしていない」との訴えがある。

・令和元年10月9日（水）

県教委・小中人事課が来庁し、本件に対する「体罰なし」とした判断の経緯の確認と、必要により再度の調査の依頼がある。

【対応】

経緯の記録はなかった。当時の当該学校の体罰調査にも訴えはなかった。当時の学務課担当者に確認したところ、校長の報告を基に判断したとのこと。併せて、当該学校の現在の校長へ、当時の部員への聞き取り調査を指示する。

・令和元年10月30日（水）

当時の当該校長へ電話で確認したところ、「体罰なし」とした調査で、生徒への聞き取りは実施していなかったことが確認される。

・令和元年10月30日（水）

共同通信社から取材を受ける。

【今後の対応】

教職員の体罰防止の意識を啓発するとともに、その調査や対応が適切になされるよう校長会等を通じて指導していく。

（４）要請状及び抗議文について

Ａ学校の事案（資料１）に関わり、「川口市いじめ事件被害者支援の会」からの要請状及び抗議文の受領の経緯は以下のとおりである。

ア　要請状の受領について

・令和元年 9 月 26 日に 3,127 筆の署名簿とともに提出されたものであり、主な要請内容は、市が裁判においていじめ調査委員会の結果を否定しているという指摘に加え、次の 6 点である。

①個人情報開示等にかかわる案件について、直ちに文書の訂正等を行うこと

②市教委職員による情報漏洩について、処分を行うこと

③不法や不当を放置せず、法令や条例に従い、再発防止等の必要な対応を速やかに行うこと

④いじめ事件の当時の担当者による被害生徒及び保護者への謝罪

⑤裁判で虚偽の主張をしないこと

⑥以上について、公開の記者会見にて市長と教育長が説明を行うこと

・要請状の内容は現在進行中の裁判に関わることから、2 件の裁判の進捗及び本市の対応について、令和元年 11 月 1 日に以下のとおり回答を行った。

①いじめ案件に係る裁判について、本市はいじめ問題調査委員会の判断を否定していない。いじめの定義に該当するか否かにかかわらず、損害賠償義務を負うべきものではないこと、また、学校は必要な教育的指導を続けてきたことを主張している。

②文書開示等に係る裁判については、原告が一部の請求を取り下げた。損害賠償請求に関しては、原告・被告ともに裁判所から検討を要する点について指示があり、市としてはこれを踏まえて今後の裁判の進行方針を検討している。

イ　抗議文の受領について

要請状への回答に対して、令和元年 11 月 5 日に抗議文（資料２）を受領した。

・内容について

①「いじめ事件に係る裁判について」に対する抗議

②「文書開示等に係る裁判について」に対する抗議

・対応について

現在進行中の 2 件の裁判に対する市の認識及び主張については、要請状に対する 11 月 1 日の回答のとおりであり、この事件については今後司法の判断を仰いでいくと回答した。（回答日　11 月 8 日）

Ａ学校の事案

①経緯

平成 27 年 5 月、該当生徒は、所属していた部活動内でＬＩＮＥ外しが起り、それをきっかけに、部活動内での人間関係のトラブルが起るようになった。2 年時の 5 月にもトラブルがあり、1 週間欠席が続いたが、顧問の働きかけで登校できるようになった。しかし、9 月から再度欠席が続き、後に該当生徒の保護者から学校に一部の部員によるいじめにより登校できなくなったとの訴えがあった。

②いじめ問題調査委員会の発足

平成 29 年 1 月 10 日、重大事態発生を市長に報告し、「川口市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、学識経験者、弁護士、臨床心理士の専門家 3 人が委員に選任されて活動を開始した。

③調査結果

「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び附帯決議に基づき、重大事態として調査を行った結果、法律上いじめと認定できる行為があり、その行為が不登校の主たる要因と考えられる。該当生徒及び保護者が訴えているいじめの 8 項目のうち、7 項目をいじめと認定し、最終報告は、平成 30 年 3 月 14 日に行っている。調査委員会は、第 1 回を平成 29 年 2 月 24 日に開催し、第 16 回を平成 30 年 3 月 9 日に行った。

④現在の状況（訴訟）

損害賠償請求事件について

請求内容　　慰謝料　550 万円

口頭弁論　　第 1 回　平成 30 年 9 月 12 日～第 6 回　令和元年 9 月 18 日

主　　訴　　原告はＡ学校在学中に同じ部活動の同級生であった生徒から継続的にいじめを受け不登校になった。その際、校長・教員らの不適切な対応、顧問による体罰、市教委の不適切な対応で中学校に復帰できず、教育を受ける権利を侵害され、精神的苦痛を受けたとして、「国家賠償法」1 条 1 項に基づき慰謝料を本市に対して請求する。

保有個人情報不開示決定処分取消等請求事件について

請求内容　　慰謝料 100 万円

口頭弁論　　第 1 回　平成 31 年 3 月 20 日～第 5 回　令和元年 10 月 23 日

主　　訴　　平成 30 年 1 月 26 日付の保有個人情報の開示請求当時、いじめ調査委員会開催が予定されていた。本市条例の会議非公開に基づく関連資料の不開示決定に対して開示を要求している。また、本市が開示した資料に対し、事実と違うとして記載内容を訂正するよう要求があった。

平成30年3月、追記する形で訂正決定を行ったが、訂正決定の取り消しの

要求があった。平成30年9月、記載変更はできないとの判断で訂正決定から追記を削除し、元の情報にして不訂正決定を行った。原告は、記載の変更を要求している。また、本市による一連の各違法な対応により、経済的・精神的苦痛を受けたとして、「国家賠償法」１条１項に基づき慰謝料を本市に対して請求している。令和元年10月23日口頭弁論において、自らの請求の内、行政処分に関わる請求を取り下げた。従って、原告の請求は、国家賠償法に基づく金銭請求だけとなった。

写

川口市　市長　奥ノ木信夫殿
川口市　教育長　茂呂修平殿
（写）川口市議会　議員各位
（写）報道各社御中

抗議文

11月１日付の市と市教育委員会よりの文書に対し、当方要請状に何ら応えたものでないことに抗議する意図も込め、まず以下をお伝えしつつ、かつお訊きします。

「(1) いじめ事件に係る裁判について」に対する抗議

① 貴殿らは「いじめ問題調査委員会の判断を否定しておりません。」と述べてますが、裁判において川口市の主張では調査委員会が「Aのみを、LINEグループから外すという意図も認められた」と判断しているものに対し「原告のみを外したわけではない」と主張しています。また、いじめと認定された事案に関しても「原告が扇動した遊びである」とも。この様に調査委員会の判断に反した主張をしている事から、貴殿らは明らかに【否定】をしています。
尚、「 川口市いじめの防止等のための基本方針 」では「川口市教育委員会と学校が事実に向き合うことで当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものであり、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組まなければならない」としていることから、調査委員会の判断を真摯に受け止めるべきです。

② 裁判長や原告側より「いじめ防止法上のいじめがあったと認めるのか認めないのか」と幾度も回答を求められているにも関わらず何故それに答えないのでしょうか？「いじめ防止法上のいじめの定義に該当するか否か」は、主訴である川口市教育委員会や学校の不適切な対応に大きく関わる事です。該当しているならば、川口市教育委員会や学校は、いじめ防止対策推進法に従い対応しなければならず、それを怠る事によって被害児童に対し苦痛や不利益などを与えかね無くはないでしょうか？

③ 「損害賠償義務を負うものではない」と述べていますが、法律ではこの様に示されています。
＝「民法」第709条＝
「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」
川口市教育委員会や学校は当然、いじめ防止対策推進法を知らないはずも無く、今回のいじめ事件に対し当初より法律に基づき対応をされていたのでしょうか？されていなければ、法律を知った上で従わなかったとなる為、「故意又は過失」に該当するものです。

④ さらに、「いじめ防止対策推進法」第28条にはこうあります。
一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた「疑い」があると認めるとき。
二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている「疑い」があると認めるとき。
則ち、いじめにより重大な被害が生じた「疑い」又は、いじめにより相当の期間欠席している「疑い」との事です。又、文部科学省の「重大事態に係る調査の指針」では、「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではないとし、「相当の期間」に関しても、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としています。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である、ともされています。
川口市教育委員会や学校はこれらに従い対応されたのでしょうか？
原告は2016年5月に一度目の不登校となり、[redacted]部顧問は家庭訪問をし原告と会い被害を伝えられ、その後サポートとしてノートのやり取りをする等をしています。同年9月には二度目の不登校となり、学校長は翌日には原告母に対し「一年生の頃から嫌がらせ等されていた事は認識してました。学校としての配慮が欠けていた事は申し訳御座いません。重く受け止めます。」と謝罪をし、翌月10月17日には担任、11月1日には学校長・担任が家庭訪問をして原告に会い、加害生徒名、いじめ行為の確認をし学校長は原告に対し「辛い思いをさせてしまい申し訳ない、指導不足だった」と謝罪をしています。（これらは音声録音もされてます。）
この時点で原告が被害に遭い苦痛を感じ学校を欠席し、不登校重大事態の定義である連続ないしは計30日欠席している事は把握しています。

当然、学校は重大事態とし報告・調査をすべきでありましたが、重大事態として対応されましたか？
また「川口市いじめの防止等のための基本方針」でも「いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる」とされています。
保護者は原告が二度目の不登校となった翌月、2016年10月には学校長・川口市教育委員会指導課へ申出をしていますが、2018年9月28日、川口市教育委員会・埼玉県教育委員会・学校長が文科省へ呼び出され、そこで指導課長であった大竹氏は「母親からいじめの重大事態と言われたのが10月中旬。調査委員会は開いていない。」と述べた記録等は、文部科学省や埼玉県教育委員会より原告母へ情報提供されてます。その後、川口市教育委員会指導課や学校長から二週間経過しても返答が無いため、埼玉県教育委員会や文部科学省へ相談をしています。
この様な経緯から、川口市教育委員会や学校は、「いじめ防止対策推進法」や「川口市いじめの防止等のための基本方針」にも従っていない事は明らかです。
平成28年10月以降、埼玉県教育委員会や文部科学省より川口市教育委員会は重大事態として対応すべきと指導助言を繰り返されても、これを重大事態として対応せず、原告母よりの「息子が安心して登校出来るように原因究明や改善策を出して欲しい」との再三の要望にも答えず、原告の学校復帰が遅れる事となりました。
学校長が謝罪をした後、早々に原因究明や改善策をされていれば早期解決改善が行えたとも考えられ、その後、原告母より重大事態の申出がされた時点で法に従い対応され調査を行われていれば尚も解決改善出来たものと考えられます。

裁判において川口市は、これらの経緯を一切明かさず、全ての原因を原告母に責任を転嫁し、担任や学校長が原告に会って確認し謝罪までしているにも関わらず、原告母が一切　原告に会わせず確認もさせず全てを拒否したと主張しているのは、明らかに虚偽主張です。

2018年3月16日に川口市教育委員会は調査報告書を公表し記者会見にて、自らの対応に関し反省を述べて謝罪をしています。しかし現在、裁判において主張されている事は、その謝罪とは全く異なる内容です。
もし仮に現在主張している事が事実であるならば、文部科学省や埼玉県教育委員会による、川口市教育委員会に対し前例が無いほど指導助言を繰り返している、との発言は何故なのでしょうか。
主張されている事が事実であったとしたら、何故に前例が無いほど指導助言をされるのですか。そして記者会見にて反省を述べ謝罪する様な事も無かったのではないのでしょうか。

改めて伝えますが、訴えられているのは加害生徒や、いじめ行為では無く、川口市教育委員会や学校の対応です。

川口市教育委員会や学校は、「いじめ防止対策推進法」を理解しながらも法に基づいた対応をせず、文部科学省や埼玉県教育委員会からの指導助言にも従わず、対応が遅れた事実があります。
当初より文部科学省や埼玉県教育委員会より、「いじめ防止対策推進法」について指導助言をされており、法を知らないはずも無い事から、法に基づき対応しなかった事は故意や過失であるのは明らかでは無いでしょうか。

「(2) 文書開示等に係る裁判について」に対する抗議

こちらにおいても2018年1月26日に川口市教育委員会が原告に対し「保有個人情報部分開示決定通知」を行った直後より、情報公開担当課である川口市行政管理課から再三、記録の確認や開示、訂正に関して指摘等をされている事から、適切に対応していたとは決して言えません。
保有個人情報に関する法律や条例では、請求があった日から決められた日数以内に請求された一つ一つのものに対し、開示非開示不開示を決定し請求者へ通知するとされていますが、川口市教育委員会はそれらの対応もしておらず、文書の開示を行ったのは請求された日から一年八ヶ月後です。文書の訂正においても、文書が虚偽であると示す証拠を一切確認もせず、法律や条例で定められている「文書は正確かつ最新のものとすること」にも従っていません。
昨年10月には、担当課である行政管理課長は原告母に対し条例に基づき適切な対応がされていないと謝罪をしており、明らかに川口市教育委員会の対応は不適切です。

いじめ事件及び文書開示に関する報道は長期に渡り続いてますが、文部科学省や埼玉県教育委員会、行政管理課等が公表しているコメントは現在、裁判において川口市が主張するものとは真っ向から異なります。これは、ただただ世間に川口市の恥を晒しているのみであり、世間からの批判は増すばかりです。川口市民へ与える不安等を川口市としては全く考えておらず、長である奥ノ木信夫市長は市民に対して説明責任を果たすべきです。

最後になりますが、9月26日付要請状の①～⑥にお応えいただくことを「重ねて要請」すると共に「その対応がいつどのようになされるのか」もお尋ねし、併せて、川口市民のみならず他県他都市よりの多くの方々から寄せられた声も以下にお伝えします。

『昨年3月16日に川口市教育委員会により記者会見で述べられた反省を再度反省し、川口市の恥をこれ以上は世間に晒さないように願います。』

貴殿らが訴えられているのは「いじめ防止対策推進法に従い適切に対応されたのか？」であり、そのため、いじめの行為が不法行為であるなしに関わらず、疑いの時点で重大事態とし対応すべきだったものを、川口市教育委員会や学校は対応を怠った、と認識しています。
「いじめ防止対策推進法」では「疑いの時点で対応する事」となっていて、「いじめか否か確認後に報告調査を」とはなっていません。
川口市教育委員会や学校は、疑いの時点や原告母からの申出があった時点で重大事態とし、報告調査をされましたか？
昨年3月16日の市教委による記者会見では、「いじめの解消より登校させる事に指導が傾いてしまった。見守りも適切に出来なかった事から、現時点でもいじめが解消したとは言えない。約束された支援体制も十分では無く全体としてやっていない。」等述べられていました。
支援体制に関しては、原告（被害生徒）が3年生に進級する際、学校長及び川口市教育委員会が原告に対し、必ずしっかり行うと約束したにも拘らず、幾度も対応を怠り問題が発生し、更に文部科学省や埼玉県教育委員会より指導され続け、結果として原告が卒業する一か月前に担任・学年主任をはじめとして教職員などは、支援体制の存在さえ知らなかったことが判明しました。
2018年2月1日、川口市教育委員会指導課藤川氏及び学年主任が原告宅を訪れ、学年主任は藤川氏の目の前で「支援体制について」との書面を見て、「見たこともなく、支援体制の存在さえ知らない。」と話しました。
支援体制というものは、学校が考え作成し、原告側に提示して約束されたものであって、最低限されるべきものであると思われます。そもそも支援体制というものは、まず担任や教職員らと共有するところから始めるべきものであり、それを教職員らが卒業間際まで支援体制の存在さえ知らなかったということを、当時、文科省や埼玉県教育委員会も大問題とし、捉えていました。
これで学校が適切に対応していたと言えますか？会見は多くの報道関係者等に音声録音されておりTVや新聞、週刊誌でも報道されてます。
「いじめ防止対策推進法」に従わず対応が遅れ、文科省や県教委より度重なる指導助言をされ、約束された支援体制も全体として行ってはいません。これらのみでも、被害児童保護者に対し精神的な苦痛や損害を与えたと思う事が自然では無いですか？

以上、11月8日までに[redacted]へご連絡ください。

2019年11月5日
川口市いじめ事件被害者支援の会[redacted]
代表[redacted]
及び　川口市民を含む署名者一同[redacted]

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

（令和元年１１月１５日）　　生涯学習部　教育総務課

質　　疑	応　　答
〔報告事項〕 １　教育委員会定例会等の開催状況について	
＜　質　疑　＞	
なし	

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

（令和元年１１月１５日）　　学校教育部学務課

質　　疑	応　　答
〔報告事項〕 ２　いじめ問題の現状について	
＜　質　疑　＞	
（板橋委員）	（学務課長）
報道にあった体罰の事案の市教委の対応として、保護者は納得しているのか。また解決済みなのか。	この体罰の訴えは第三者の保護者の訴えであり、該当する生徒が存在するかも不明な状況である。
（荻野委員）	（学務課長）
体罰を訴えている保護者は、どういう事を訴えているのか。	この保護者の子どもに関しては、体罰があったのは事実であるが、その他の生徒にも体罰をしているようであるとの訴えであった。しかし、いつどこで誰が体罰を受けたのかという話はなかった。
（荻野委員）	（学務課長）
実際に体罰を訴えていた生徒はいたのか	当時、この件で体罰を訴えていた生徒はいなかった。
（荻野委員）	（学務課長）
体罰調査の中に訴えは無かったのか	当時行った体罰調査の中にも訴えはなかった。
これ以降の質疑については、秘密会へ移行した。	

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

（令和元年１１月１５日）　　学校教育部指導課

質　　疑	応　　答
〔報告事項〕 ２　いじめ問題の現状について	
＜　質　疑　＞	
（坂本委員）	（指導課長）
Ｐ３いじめ問題の現状について、小学校のいじ	小学校においては、７月に行っているアンケー
め認知件数が多いが、分析をどのようにしている	ト調査により認知件数が増えているが、学校から
のか。	の報告をそのまま数字にしているものである。
（板橋委員）	（指導課長）
①Ｐ４（２）について、組織として教育長が直接	①地教行法に規定されている指導・助言により、
文部科学省にいくことがあるのか。	教育長が文部科学省に出向いた。他市について
	は、承知していない。
②文部科学省からの３つの指摘について今後、教	②第三者委員会だけでなく市教委としても分析
育局としてどのように対応するのか。	を行い、文部科学省への説明を行っていく。
③（イ）について、準備書面に示された「法に欠	③本市は、いじめ防止対策推進法を否定している
陥がある」ということなどについてもう少し詳し	わけではない。準備書面には、日本弁護士連合会
く説明していただきたい。	の意見書を添付した。準備書面に記載されている
④Ｐ５（４）について、市民などから意見や要望	「欠陥」については、日本弁護士連合会の意見書
などはあるのか説明いただきたい。	を分かりやすく表現するために使ったと認識し
	ている。
	④市民からは、批判的なご意見をいただいてい
	る。

質　　疑	応　　答
（板橋委員）	（指導課長）
日本弁護士連合会の意見を引用したということだが、具体的な内容について教えていただきたい。	９月１８日に行われた第６回口頭弁論で提出した準備書面１～９を読み上げた。
これ以降の質疑については、秘密会へ移行した。	

教育長報告（３）

川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて

地　区　名	氏　　名	委嘱年月日	解嘱年月日
朝日東公民館地区	古川　隆司	平成２５年４月１日	令和元年１１月３０日

教育長報告（４）

平成３２年度　埼玉県公立小・中学校等校長・教頭候補者選考の結果について

１　選考結果の状況　　※（　　）内は昨年度

	志願者数	合格者	合　格　率（%）
校長選考	４７（４４） うち女性７名	１３（１３） うち女性２名	２７．７（２９．５）
教頭選考	３４（２９） うち女性５名	２０（１８） うち女性４名	５８．８（６２．１）

２　合格者の状況

	合格者数	小学校	中学校	市教委	男	女
校長選考	１３	５	０	８	１１	２
教頭選考	２０	１４	４	２	１６	４

令和元年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰校について

学　校　保　健　（１４校）	
優　良　学　校（７校）	努　力　学　校（７校）
川口市立元郷小学校	さいたま市立太田小学校
川口市立里小学校	戸田市立戸田第一小学校
上尾市立原市南小学校	深谷市立深谷西小学校
羽生市立新郷第一小学校	羽生市立三田ヶ谷小学校
川口市立岸川中学校	**川口市立八幡木中学校**
川口市立戸塚西中学校	上尾市立大石南中学校
戸田市立東中学校	蕨市立東中学校

学　校　安　全　（８校）	
優　良　学　校（４校）	努　力　学　校（４校）
川口市立柳崎小学校	秩父市立南小学校
川口市立慈林小学校	羽生市立井泉小学校
川口市立鳩ヶ谷小学校	**川口市立芝西中学校**
蕨市立西小学校	**川口市立鳩ヶ谷中学校**

学　校　給　食　（１３校）	
優　良　学　校（６校）	努　力　学　校（７校）
川口市立神根小学校	さいたま市立鈴谷小学校
川口市立並木小学校	**川口市立辻小学校**
川口市立青木中央小学校	草加市立西町小学校
川口市立新郷東小学校	北本市立栄小学校
蕨市立北小学校	入間市立藤沢小学校
戸田市立新曽小学校	春日部市立桜川小学校
	羽生市立岩瀬小学校

※該当校については、令和２年１月２９日（水）に、埼玉会館で開催される「令和元年度学校健康教育推進大会」にて表彰される予定です。

教育長報告（６）

令和元年度 第66回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

１　最優秀校　（　６校）

小　学　校　（３校）	中　学　校　（３校）
羽生市立新郷第一小学校	加須市立加須平成中学校
羽生市立羽生北小学校	上尾市立大谷中学校
上尾市立東小学校	越谷市立富士中学校

２　優秀校　（１２校）

小　学　校　（６校）	中　学　校　（６校）
川口市立前川小学校	川口市立南中学校
さいたま市立大牧小学校	熊谷市立富士見中学校
さいたま市立大谷場東小学校	羽生市立西中学校
羽生市立新郷第二小学校	志木市立志木第二中学校
羽生市立村君小学校	久喜市立栗橋西中学校
上尾市立大石小学校	幸手市立東中学校

３　優良校　（４８校）

小　学　校（３９校）	中　学　校（９校）
川口市立本町小学校 川口市立芝小学校 川口市立並木小学校 川口市立朝日東小学校 川口市立戸塚南小学校 川口市立桜町小学校 （他県内３３校）	川口市立仲町中学校 川口市立里中学校 （他県内７校）

４　入選校（１７２校）

小　学　校（１２０校）	中　学　校（５２校）
川口市立飯塚小学校 川口市立戸塚北小学校 川口市立里小学校 （他県内１１７校）	川口市立西中学校 川口市立鳩ヶ谷中学校 （他県内５０校）

５　年間努力学校・ＰＴＡ活動優秀校（３７校）

年間努力学校（２１校）	ＰＴＡ活動優秀校（１６校）
川口市立岸川中学校 （他県内２０校）	川口市立差間小学校 （他県内１５校）

※ 該当校については、令和２年２月６日（木）に、さいたま市文化センターで開催される「令和元年度第６６回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰式」にて表彰される予定です。

議案第１３５号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

スポーツ基本法第３２条及び川口市スポーツ推進委員に関する規則第３条の規定により、次のとおりスポーツ推進委員を委嘱することについて議決を求める。

記

１　委嘱をする者

地　区　名	氏　　名	備　　考
芝園公民館地区	松下　隆志	特技　卓球　剣道　居合道

２　任期

令和２年１月１日から令和３年３月３１日まで

令和元年１２月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

議案第１３６号

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和元年１２月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和４１年教育委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２６条を第２７条とし、第２５条の次に次の１条を加える。

（電子情報処理組織を使用した手続の特例）

第２６条　第８条第３項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、職務に専念する義務の特例に関する条例第２条に基づき職務に専念する義務の免除の承認の手続（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）を電子情報処理組織（電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

２　第１０条第１項又は第２項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、県条例第１３条に規定する年次休暇の届出及び県条例第１５条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）の承認の手続を電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

３　前２項の規定により教育長が指定した職員は、第７条第１項の規定による出勤簿の押印を省略することができる。

附　則

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

第３８回川口マラソン大会の結果について

１　種目別参加者の結果報告について

No.	種目		A エントリー（人数）		B 出走者		C 完走者		B-C 棄権者（走行途中）	A-B 不参加者
1	ハーフ	高校生～３９歳以下男子	508		438		415		23	70
2	ハーフ	40歳代男子	672		593		574		19	79
3	ハーフ	50歳代男子	470		407		391		16	63
4	ハーフ	60歳代男子	141		126		120		6	15
5	ハーフ	７０歳以上男子	34	2,069	28	1,792	21	1,704	7	6
6	ハーフ	高校生～３９歳以下女子	85		74		63		11	11
7	ハーフ	40歳代女子	76		61		58		3	15
8	ハーフ	50歳代女子	65		51		48		3	14
9	ハーフ	60歳以上女子	18		14		14		0	4
10	10km	高校生～３９歳以下男子	470		414		414		0	56
11	10km	40歳代男子	505		431		430		1	74
12	10km	50歳代男子	370		322		321		1	48
13	10km	60歳代男子	158		134		133		1	24
14	10km	70歳以上男子	81	2,117	71	1,836	70	1,832	1	10
15	10km	高校生～３９歳以下女子	175		153		153		0	22
16	10km	40歳代女子	205		178		178		0	27
17	10km	50歳代女子	108		95		95		0	13
18	10km	60歳以上女子	45		38		38		0	7
19	３km	中学生男子	98		73		73		0	25
20	３km	高校生～５９歳以下男子	418		379		378		1	39
21	３km	６０歳代男子	24		20		20		0	4
22	３km	７０歳以上男子	38	902	30	781	29	779	1	8
23	３km	中学生女子	51		44		44		0	7
24	３km	３km高校生～５９歳以下女子	252		219		219		0	33
25	３km	６０歳以上女子	21		16		16		0	5
26	２km	小学５・６年生男子	257		238		238		0	19
27	２km	小学５・６年生女子	197	1,431	167	1,304	167	1,304	0	30
28	２km	小学３・４年生男子	303	(1,900)	281	(1,737)	281	(1,737)	0	22
29	２km	小学３・４年生女子	205		185		185		0	20
30	２km	ファミリー	469		433		433		0	36
			(938)		(866)		(866)		0	72
合計				6,519		5,713		5,619	94	806
				(6,988)		(6,146)		(6,052)	(94)	(842)

		エントリー	出走者	完走者	棄権者	不参加者
前大会37回	エントリー	6,660	5,882	5,812	70	778
	人数	7,212	6,388	6,318	70	824

2 上位入賞者について

ハーフ 男子高校生～39歳以下			
		完走者数	415
順位	氏名	所属	記録
1	祝部 健太	川口陸協	1:08:51
2	佐川 将暢		1:09:11
3	鈴木 祐輔	川口陸協	1:09:54
4	古荘 雄麻	カナガワRC	1:13:13
5	清水野 拓	カナガワRC	1:14:03
6	下田 隆三	OHARUNS	1:15:12

ハーフ 女子高校生～39歳以下			
		完走者数	63
順位	氏名	所属	記録
1	平川 真利江	前川小学校	1:30:01
2	折原 由里子		1:32:37
3	外山 瞳		1:43:48
4	佐東 友里		1:45:48
5	江川 友菜	安行小学校	1:46:14
6	鳥海 奈央		1:46:58

ハーフ 男子40歳代			
		完走者数	574
順位	氏名	所属	記録
1	中田 輝明	カナガワRC	1:16:23
2	巽 伸行	ウイングAC	1:17:39
3	唐澤 進	ひふみ会	1:17:59
4	郷間 貴洋	ラックスポーツ	1:19:34
5	栗原 朋之		1:19:55
6	矢島 秀悟		1:20:13

ハーフ 女子 40歳代			
		完走者数	58
順位	氏名	所属	記録
1	寺井 かおり		1:36:48
2	吉岡 桂		1:42:16
3	大道 雅子		1:42:32
4	石井 真美子		1:44:55
5	藤田 秋実	にゃんこR．C	1:45:42
6	沖田 友美		1:46:58

ハーフ 男子50歳代			
		完走者数	391
順位	氏名	所属	記録
1	佐藤 英人	ルナークス	1:17:10
2	剱持 泰生	カナガワRC	1:17:46
3	川崎 聡	チームまる高	1:19:27
4	大柳 修一	埼玉大井RC	1:21:53
5	佐野 裕隆		1:23:04
6	大澤 元	川口技研	1:23:31

ハーフ 女子50歳代			
		完走者数	48
順位	氏名	所属	記録
1	松本 由紀		1:39:48
2	志田 邦子	カナガワRC	1:39:49
3	佐藤 雅子	南中MC腹直筋	1:42:47
4	冨永 美佐子	浦和駄馬O－O	1:44:22
5	奈良 美帆	南中MC腹直筋	1:46:30
6	若井 佳子		1:49:43

ハーフ 男子60歳代			
		完走者数	120
順位	氏名	所属	記録
1	本橋 常義	庫前屋酒店	1:24:36
2	深谷 光一		1:28:59
3	奥村 修二		1:31:09
4	永井 英彰	駒沢公園JC	1:34:37
5	水谷 隆		1:34:41
6	田中 謙治		1:35:12

ハーフ 女子60歳以上			
		完走者数	14
順位	氏名	所属	記録
1	武笠 富恵	コンフィアンサ	1:38:31
2	新谷 園枝		1:46:18
3	萩原 なみ江	さいたま走翔	1:48:16
4	松岡 佳子		1:51:13
5	稲垣 智子		1:57:00
6	竹内 まゆみ		1:58:21

ハーフ 男子70歳以上			
		完走者数	21
順位	氏名	所属	記録
1	川田 光男	グランダ武蔵浦	1:38:23
2	小西 秀靖	青木楽走会	1:47:49
3	佐原 清勝		1:51:30
4	岩田 孝		1:52:26
5	五十嵐 康久	無し	1:57:40
6	寛野 三郎		2:00:12

10km　男子高校生～39歳以下			
		完走者数	414
順位	氏名	所属	記録
1	大谷　健斗	川口市立高校	0:32:49
2	佐藤　凱	川口市立高校	0:32:56
3	菅　慎治	川口市陸協	0:32:57
4	赤間　瑠衣	川口市立高校	0:33:03
5	田村　駿斗	川口市立高校	0:33:24
6	山岸　修輝	川口市立高校	0:33:38

10km　女子高校生～39歳以下			
		完走者数	153
順位	氏名	所属	記録
1	山田　桃愛	川口市立高校	0:36:43
2	竹山　舞	川口市立	0:38:13
3	片桐　紫音	川口市立高校	0:39:16
4	塚田　さらさ	川口市立高校	0:39:35
5	藁谷　希理	カナガワRC	0:42:20
6	渡瀬　梨奈		0:42:21

10km　男子40歳代			
		完走者数	430
順位	氏名	所属	記録
1	池田　洋	カナガワRC	0:34:03
2	高木　洋彦		0:35:17
3	箱崎　怜		0:36:12
4	丸山　信一郎		0:36:17
5	磯野　茂	日本伴走家協会	0:36:40
6	板橋　康次	カナガワRC	0:37:03

10km　女子40歳代			
		完走者数	178
順位	氏名	所属	記録
1	近野　智子	カナガワRC	0:42:16
2	金澤　恵子		0:43:27
3	巽　恵愛	tdi	0:43:43
4	大久保　陽子		0:44:34
5	杉山　裕美		0:46:39
6	吉谷　弘子	アリスト	0:46:54

10km　男子50歳代			
		完走者数	321
順位	氏名	所属	記録
1	藤田　淳	お台処かんだ泉	0:35:17
2	石井　哲也	スイーツAC	0:35:35
3	竹内　達朗	アリスト川口北	0:36:23
4	落合　哲也	アリスト川口北	0:37:13
5	宮本　和久	古千谷走友会	0:37:16
6	赤澤　常明	東京BAYRC	0:37:32

10km　女子50歳代			
		完走者数	95
順位	氏名	所属	記録
1	三田　麻利子	カナガワRC	0:42:25
2	戸ヶ崎　真理	カナガワRC	0:45:26
3	馬渕　敦子	河会クラブ	0:46:22
4	斎藤　由衣		0:47:41
5	高橋　正恵	ルナークス	0:48:03
6	米谷　佐和子		0:48:09

10km　男子60歳代			
		完走者数	133
順位	氏名	所属	記録
1	佐藤　保裕	芝川ランナーズ	0:41:28
2	星　文夫	中台ランナーズ	0:43:38
3	藤井　由隆	鶴見製紙	0:43:56
4	坂下　昇		0:44:33
5	高橋　重雄		0:45:52
6	原田　要之助		0:46:22

10km　女子60歳以上			
		完走者数	38
順位	氏名	所属	記録
1	内田　設子		0:51:25
2	河合　菊美		0:52:06
3	木村　優子	DJB	0:53:48
4	荏原　志乃ぶ		0:56:09
5	佐藤　多起子		0:57:19
6	伊藤　和恵		0:57:48

10km　男子70歳以上			
		完走者数	70
順位	氏名	所属	記録
1	金子　滋	カナガワRC	0:47:33
2	加藤　廣幸	ルナークスRC	0:48:44
3	金川　孝雄	カナガワRC	0:50:25
4	荏原　良雄		0:50:26
5	綿引　昌夫		0:51:31
6	井上　正宏		0:51:45

3km　男子中学生			
		完走者数	73
順位	氏名	所属	記録
1	和田　隆之介	松葉中学校	0:09:56
2	高澤　侑世	安行中学	0:10:06
3	小林　慎乃祐		0:10:30
4	高橋　幸輝		0:10:32
5	堀　響生	川口市立南中学校	0:10:32
6	川嵜　空	十二月田中学校	0:10:54

3km　女子中学生			
		完走者数	44
順位	氏名	所属	記録
1	林　凜華	上青木中学校	0:10:22
2	浮田　藍子	戸塚中	0:10:33
3	丹野　菜々美	戸塚西	0:10:38
4	冨田　紗帆	戸塚中	0:10:49
5	新津　那奈	草加新田中	0:10:49
6	横山　絵実俐		0:10:54

3km　男子高校生～59歳以下			
		完走者数	378
順位	氏名	所属	記録
1	安藤　龍		0:08:58
2	井向　晋太郎	川口北中OB	0:09:26
3	渡部　剛	カナガワRC	0:09:52
4	石井　圭一	NR	0:09:54
5	中西　央典		0:10:12
6	下野　豊和	カナガワRC	0:10:19

3km　女子高校生～59歳以下			
		完走者数	219
順位	氏名	所属	記録
1	中里　絵美	日本生命	0:11:42
2	橘田　梨佐		0:11:51
3	小野　南	川口信用金庫	0:11:58
4	平川　亜矢子		0:12:26
5	和田　優	訪看STつるみ	0:12:27
6	森本　みずき		0:12:31

3km　男子60歳代			
		完走者数	20
順位	氏名	所属	記録
1	齊藤　敏幸	埼警走友会	0:12:12
2	木下　功		0:12:34
3	竹内　昭五		0:12:51
4	石渡　正美	チームぴょん	0:13:03
5	田中　弘之	坂戸市スポ推進	0:13:06
6	加藤　孝夫	チームちゃ塾	0:13:38

3km　女子60歳以上			
		完走者数	16
順位	氏名	所属	記録
1	佐野　みゆき	太陽建築RC	0:15:04
2	宮田　恵子	諏訪山クラブ	0:15:05
3	鈴木　早苗	末広機工	0:16:14
4	竹村　正子		0:17:29
5	臼杵　英枝		0:18:01
6	吉川　照代		0:18:33

3km　男子70歳以上			
		完走者数	29
順位	氏名	所属	記録
1	園田　和義		0:13:08
2	二宮　定則		0:13:16
3	杉山　一郎		0:13:54
4	宮田　英夫	諏訪山クラブ	0:15:32
5	佐藤　義明		0:15:34
6	田中　実		0:16:48

2km　男子小学5・6年生			
		完走者数	238
順位	氏名	所属	記録
1	北山　俊太朗	千寿第八小5年	0:06:39
2	土橋　遼大	十二月田小学校	0:06:47
3	利根川　悠樹	プラチナAC	0:06:48
4	木下　将希	芝南SC	0:06:49
5	大橋　蓮太郎	里小学校	0:06:55
6	堀内　幸太朗	川口ミナミFC	0:06:57

2km　ファミリーの部			
		完走者数(エントリー)	433
順位	氏名	所属	記録
1	近藤亮・近藤拓		0:07:51
2	利根川広樹・利根川仁美	東葛RC・尾間木小	0:07:57
3	和田智樹・和田侑磨		0:08:18
4	藤井朋久・藤井葵斗	飯塚FC・飯仲小学校	0:08:22
5	大瀧篤志・大瀧太凱		0:08:26
6	武田亘生・武田彬克	慈林小	0:08:27

2km　女子小学5・6年生			
		完走者数	167
順位	氏名	所属	記録
1	関口　穂	元郷南小学校	0:07:17
2	小瀧　寧々	バンビーニAC	0:07:17
3	由本　紅葉	本町小学校	0:07:27
4	原　葵子	戸塚FCG	0:07:33
5	鈴木　真央	上青木小学校	0:07:38
6	草間　凪	ウイングス	0:07:41

2km　男子小学3・4年生			
		完走者数	281
順位	氏名	所属	記録
1	金子　夏輝	戸塚綾瀬小学校	0:07:35
2	萩原　駿希	ウイングス	0:07:44
3	望月　光太		0:07:44
4	伊藤　輝	前川小学校	0:07:46
5	野本　奏太	キッカーズ	0:07:47
6	小笠原　慶翔	前川東小	0:07:48

2km　女子小学3・4年生			
		完走者数	185
順位	氏名	所属	記録
1	田口　倖菜	小針北小学校	0:07:15
2	金光　琉里	南鳩ヶ谷小	0:07:55
3	山田　真心	舟戸小学校	0:07:57
4	黒沼　柚輝		0:07:59
5	鈴木　円佳	木曽呂小学校	0:07:59
6	田中　結梨香	幸町小	0:08:03

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1　改正の趣旨及び内容

令和２年１月からの川口市立高等学校教職員向けの庶務事務システムの導入に伴い、必要に応じ、職務に専念する義務の免除の承認の手続（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）並びに年次休暇の届出及び特別休暇（産前産後の休暇を除く。）の承認の手続について、電子情報処理組織を用いた手続により行わせることができることとするとともに、当該電子情報処理組織を用いた手続を行う場合には、出勤簿の押印を省略することができることとするもの。

2　施行期日

令和２年１月１日から施行するもの。

3　予算措置

不要

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第１３６号参考資料

川口市立高等学校職員服務規程案の一部を改正する規程案新旧対照表

○　川口市立高等学校職員服務規程（昭和４１年教育委員会規程第２号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現　　行
第１条～第２５条（略） （電子情報処理組織を使用した手続の特例） 第２６条　第８条第３項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、職務に専念する義務の特例に関する条例第２条に基づき職務に専念する義務の免除の承認の手続（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）を電子情報処理組織（電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。 ２　第１０条第１項又は第２項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、県条例第１３条に規定する年次休暇の届出及び県条例第１５条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）の承認の手続を電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 ３　前２項の規定により教育長が指定した職員は、第７条第１項の規定による出勤簿の押印を省略することができる。	第１条～第２５条（略）
（委任） 第２７条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。	（委任） 第２６条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

協議事項（３）

別添資料1

改定（案）

川口市いじめの防止等のための
基本的な方針

〔 改定版 〕

令和　年　月

川　口　市

目　次

はじめに 1

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 2

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念 2

２　川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」 2

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方 2

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 3

１　いじめの防止等のために市が実施する施策 3

（１）川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定 3

（２）川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割 3

（３）教育委員会の調査組織の設置 4

（４）川口市いじめから子どもを守る委員会の設置 4

（５）市が実施する施策 5

２　いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策 9

（１）学校いじめ防止基本方針の策定 9

（２）いじめ対応教員の任命 １１

（３）市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 １２

（４）市立学校におけるいじめの防止等に関する措置 １３

３　重大事態への対処 １９

（１）重大事態への対処の流れ １９

（２）市立学校の設置者又はその設置する学校による調査 ２０

（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 ２５

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ２６

はじめに

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた我々多くの国民の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校や教育委員会ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から、一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

川口市では、平成７年に教育局、さいたま人権擁護委員協議会川口部会、警察等が連携して「川口市いじめ問題対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）についての協議を行ってきた。また、平成２４・２５年には、それぞれ「川口いじめ根絶宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、市民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを宣言したところである。

これに基づき、川口市では、対策協議会や教育委員会において、いじめの防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。

川口市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

※基本方針の改定

本いじめ防止基本方針は、平成２９年４月１日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成２８年川口市条例第７０号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映し、改定するものである。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という、認識を持たせる必要がある。

また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、いじめ防止基本方針では、学校はもとより、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。

２　川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」

本いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の３つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

本いじめ防止基本方針において「学校」とは、川口市立学校をいう。

第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために市が実施する施策

（１）川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定

【法】~~（地方いじめ防止基本方針）~~

第１２条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

市は、法並びに条例の趣旨を踏まえ、国や埼玉県の基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、川口市いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）を定める。

いじめ防止基本方針では、本市の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、川口市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本いじめ防止基本方針が本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込む。

（２）川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割

【法】~~（いじめ問題対策連絡協議会）~~

第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

市は、既設の川口市いじめ問題対策協議会に、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせ、常設の組織とする。

会議内容は、次のとおりである。

ア　いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること

イ　市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること

ウ　その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

（３）教育委員会の調査組織の設置

【法】

第１４条第３項　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「川口市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は常設化せず、法第２８条（２０ページ以下参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合のみ、委員を招集し、調査・対処を行うものとする。

なお、調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

（４）川口市いじめから子どもを守る委員会の設置

【条例】

第１５条　市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

市は、子どもや保護者、市民等からのいじめに関する相談に応じ、調査、調整等を行う組織として、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置する。

ア　所掌事務

（ア）いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

（イ）いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。

（ウ）市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

イ　委員（３人）

（ア）教育関係者

（イ）子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（ウ）学識経験者

（５）市が実施する施策

【条例】

第１０条　市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1)　子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動

(2)　市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施

(3)　いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援

(4)　いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援

(5)　いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１８条第２項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

２　教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

ア　市立学校を支援する

（ア）相談体制の整備・充実

・学校の教育相談体制への支援・・・学校の教育相談組織の整備を支援するとともに、教育相談をコーディネートする教員の育成に努める。

・生徒指導担当学校訪問・・・生徒指導担当指導主事が、定期的に各学校を訪問し、課題を抱える児童生徒等の情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

・さわやか相談室訪問・・・・教育相談員や指導主事等が、定期的に各中学校の教育相談室を訪問し、様々な情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

・一般的な教育相談業務の展開・・・川口市立教育研究所において、電話や来室による教育相談を行う。

・教育相談支援員（すこやか相談員・サポート相談員）の配置・活用

・・・さわやか相談室において相談活動を行ったり、家庭訪問を行う。

・スクールカウンセラー（埼玉県が配置）の活用

・・・児童生徒や保護者に対する相談・助言、研修での教職員に対する指導等を行う。また、自ら相談日やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。

・スクールソーシャルワーカー（埼玉県が配置）の活用

・・・小学校において、保護者に対する助言を行いつつ、関係諸機関とも連携

し、改善に向けた指導を行う。また、自らの取組を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。

・教育研究所カウンセラーの配置・活用

・・・カウンセラー対応が必要な児童生徒や保護者の相談に応じる。

・子ども教育相談の実施

・・・新郷支所、芝支所、戸塚支所、南平公民館、鳩ヶ谷庁舎の市内計５ヶ所において、いじめの情報等の積極的な収集に努める。

・いじめ相談テレフォン・いじめ相談メール

・・・いじめで悩んでいる児童・生徒・保護者の相談を受ける。

（イ）いじめ問題に対する教職員の指導力の向上

・教職員に対しては、①いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる、②体験研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる、③集団活動の指導の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身に付けさせる等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。

・「ライフスキルかわぐち」に関する研修会を開催し、児童生徒の自尊感情を高める手法を習得する等、積極的な生徒指導手法の習得に役立てる。

・生徒指導に関わる研修会（児童生徒支援プログラム研修会 CAP 研修）等を実施し、児童生徒自らの訴えによる、いじめや虐待行為の早期発見・早期対応を可能にする指導法を習得する。

・生徒指導・教育相談初級部会及び中級部会において、傾聴や共感的理解等、教育相談的な手法の理解・習得を目指す。

・道徳教育推進研修会において、児童生徒一人一人に「豊かなこころ」を醸成するための、道徳指導法の習得・向上を目指す。

・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教師用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう、埼玉県の事業や発行資料が積極的に活用されるよう、指導・助言を行う。

・いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。

・定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもとに、いじめのない学校づくりのための取組を促す。

（ウ）いじめ未然防止のための道徳教育やライフスキル教育の充実

・いじめの未然防止のために、各学校・学級において、道徳教育やライフスキル教育の充実に努める。

（エ）いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消の推進

・市立小・中学校におけるいじめの認知・解消等に関する現状を常に把握するために、「市いじめ調査」を毎月実施し、早期発見・報告体制を整備する。なお、未解消事案が増加傾向にあるなど、課題のある学校については、より一層連携を深め、学校への指導・助言を行う。

・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。

（オ）児童生徒によるいじめ根絶に向けた取組の支援

・市立全小・中学校の代表者を集めて「いじめゼロサミット」を開催するとともに、各学校の取組や相互のアイデアを共有し、今後の自校の取組の参考にするなど、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。

・いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。

・生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。

（カ）ネットいじめへの対応の推進

・埼玉県警察サイバー犯罪対策課が実施している「情報セキュリティ講演」やネットアドバイザーを小・中学校等へ派遣し開催する「子供安全見守り講座」の積極的な活用を推奨し、携帯電話も含めた情報通信ネットワーク機器の正しい使い方や情報モラルについて、指導の徹底を図る。

・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ」を活用し、適切なネット利用を啓発する。

（キ）学校評価等実施上の留意点の周知

・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、法第３４条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、教育委員会は各学校に対して指導・助言を行う。

（ク）児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。

・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

（ケ）いじめに対する措置

・いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

（コ）幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進する

・「子育ての目安『３つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

イ　家庭・地域・関係機関・関係団体との連携を図る

（ア）関係機関・関係団体等とのこれまでの連携の更なる推進

・学校の枠を超えた活動の場を提供する。（川口市青少年保護育成本部事業や青少年相談員の活動等により、児童生徒が学校以外の仲間づくりができる場を創出し、相談しやすい環境づくりを支援）

・ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。（学校へのネットいじめ等に関する「ネットパトロール活動」への参加の呼びかけ、ネットパトロールの取組を継続的に実施する）

・いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した学校から県警への要請に基づいて派遣される「スクール・サポーター制度」を活用する。

・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害を受けた児童生徒及び保護者等の意向等を踏まえ、学校や教育委員会、警察等が連携し、必要な捜査・調査活動を推進する。

・学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。（警察に対する、各種生徒指導連絡協議会への参加要請、情報提供等）

・学校と警察が連携し、いじめ防止を含めた「非行防止教室」を実施する。

（イ）保護者のいじめ早期発見・対応への支援

・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、埼玉県及び埼玉県教育委員会等の発行する保護者向け啓発資料等を活用する。

（ウ）学校応援団（地域学校協働本部）や防犯に関わる地域の方々等による、学校とのいじめ情報に関する連携の推進

・学校応援団（地域学校協働本部）等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。

・市立校長会や教頭会等において、いじめ防止のための学校応援団（地域学校協働本部）による学校への情報提供等への協力について説明するとともに、学校応援団（地域学校協働本部）やＰＴＡへの周知を依頼する。

ウ　いじめを許さない気運を醸成する

（ア）児童生徒の主体的な取組の推進

・各学校の児童会や生徒会を母体とした「いじめゼロ活動」を支援するとともに、

必要に応じて、指導・助言を行う。

・「いじめゼロサミット」の成果を自校の取組に生かし、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。また、各地区ごとに取り組む活動においては、地区内の全ての学校が足並みを揃えて参加できるよう、呼びかけていく。

（イ）児童生徒の人権感覚の育成及び人権意識の啓発

・川口市人権教育推進協議会による「人間であること」を活用し、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、人権についての啓発活動を推進する。

（ウ）１１月を「いじめ根絶月間」とし、市民の意識高揚を図る

・埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」や「いじめ撲滅宣言」、本市の「川口いじめ根絶宣言」を周知し、児童生徒のいじめ根絶に向けた意識の高揚を図る。

・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。

２　いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

【法】~~（学校いじめ防止基本方針）~~

第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【条例】

第１１条　学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1)　いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援

(2)　いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力

(3)　当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

各学校は、国や埼玉県のいじめ防止基本方針、本いじめ防止基本方針並びに条例を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」~~（以下「学校基本方針」という。）~~として策定する。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

ア　学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

イ　学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

ウ　いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ　学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込んでおく必要がある。

オ　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

カ　策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

キ　児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

ク　未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。

ケ　未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。）

コ　１１月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を１１月にも位置付けるよう努める。

サ　重大事態への対処については、本いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）

シ　学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

ス　策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（２）いじめ対応教員の任命

【条例】

第１２条　市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

２　いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

ア　いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。

イ　子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。

ウ　いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法２２条に基づく学校いじめ対策組織、１２ページ以下参照）を招集すること。

エ　いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。

オ　子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。

カ　川口市いじめから子どもを守る委員会（４ページ参照）その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

なお、市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。また、教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

（３）市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【法】~~（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）~~

第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

市立学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

いじめ対策委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア　いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係の

ある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ　いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む）

また、いじめ対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

なお、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織に加わることも検討することとする。

※いじめ・非行防止支援チームとは

困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。

（４）市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

【条例】

第６条　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

２　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第２２条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

3　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。
4　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校のいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア　いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づく

りや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（ア）教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするため、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、

① 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。

③ いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合

・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合

・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

（イ）学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

・児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）

・居場所をつくる。

・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）

・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③　「ライフスキルかわぐち」の取り組み等を通して、児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

（ウ）学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

（エ）保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ　早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を

整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア)「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。

(イ)「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ)「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ　いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から

行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

（ア）いじめている児童生徒への指導（「彩の国　生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

（イ）いじめられている児童生徒への支援（「彩の国　生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

（ウ）周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（エ）見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（オ）学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

・話し合いなどを通して、いじめを考える。
・見て見ぬふりをしないよう指導する。
・自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
・道徳教育の充実を図る。
・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

（カ）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

３　重大事態への対処

（１）重大事態への対処の流れ

ア　「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（２０ページ以下参照）

イ　いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ　重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

エ　当該学校は、法第２２条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当

該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

オ　上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第２３条第２項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第２３条第２項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ　上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ　上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク　上記エの調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

ケ　上記クの調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行うことができる。

コ　上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過や結果を報告する。）

サ　市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

シ　上記ケの調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

（２）市立学校の設置者又はその設置する学校による調査

【法】~~（学校の設置者又はその設置する学校による対処）~~

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 3　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア　重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

（イ）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

（ウ）調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

（エ）調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会を当該調査を行うための組織とする。なお、この場合、調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、当該学校自体が調査主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会が派遣する。

（オ）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、教育委員会又は学校は、調査委員会に

対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害を受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成２７年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③　死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④　詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

⑤　調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑥　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

⑦　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧　学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報提供について必要な指導・支援を行うこととされており、教育委員会は適切に対応する。

⑨　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国　生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ　自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ　調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

【法】~~（学校の設置者又はその設置する学校による対処）~~

第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又はその学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、当該学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

（イ）調査結果の報告

調査結果について、市立学校に係る調査結果は、市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

【法】~~（公立の学校に係る対処）~~

第３０条第２項　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア　再調査

法第３０条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処

又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査は、市長が設置する附属機関「川口市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）が実施する。教育委員会または学校による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ　再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会への報告等にあたっては、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

第３　その他、いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（軽微な改正については、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。）

また、市は、市立学校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。

※　報道機関等の外部への対応について

・関係者から十分な聞き取りを行い、時系列にまとめる。
・誠意をもって対応するとともに、個人情報に留意しながら、正確な情報を公開する。
・報道対応窓口は一本化する。
・正確な応答をするために、説明資料・想定問答等を準備する。
・背景や原因に関わることは慎重に対応する。

川口市いじめの防止のための基本的な方針 対照表（現行×改定案）

現　行	改定案
（Ｐ１） 川口市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「川口市基本的な方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。	**（Ｐ１）** 川口市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。 **※基本方針の改定** 本いじめ防止基本方針は、平成２９年４月１日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成２８年川口市条例第７０号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映し、改定するものである。
（Ｐ２） このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、本方針では、学校はもとより、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。	**（Ｐ２）** このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、いじめ防止基本方針では、学校はもとより、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。
２ いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」 川口市基本的な方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	**２ 川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」** 本いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。 川口市基本的な方針において「学校」とは、川口市立学校をいう。	特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。 本いじめ防止基本方針において「学校」とは、川口市立学校をいう。
（Ｐ３） **１　いじめ防止等のために川口市が実施する施策** **（１）川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定** （地方いじめ防止基本方針） 第１２条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。 本市は、法の趣旨を踏まえ、国や埼玉県の基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、川口市基本的な方針を定める。	**（Ｐ３）** **１　いじめ防止等のために市が実施する施策** **（１）川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定** ~~【法】（地方いじめ防止基本方針）~~ 第１２条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。 市は、法並びに条例の趣旨を踏まえ、国や埼玉県の基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、川口市いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）を定める。

現　行	改定案
川口市基本的な方針では、本市の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、川口市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。 また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、川口市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。 更に、取組の実効性を高めるため、川口市基本的な方針が本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込む。	いじめ防止基本方針では、本市の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、川口市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。 また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。 更に、取組の実効性を高めるため、本いじめ防止基本方針が本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込む。
（２）川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割 （いじめ問題対策連絡協議会） 第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（・・・略） 本市は、川口市いじめ問題対策協議会に、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせ、常設の組織とする。	**（２）川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割** 【法】~~（いじめ問題対策連絡協議会）~~ 第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（・・・略） 市は、既設の川口市いじめ問題対策協議会に、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせ、常設の組織とする。
（Ｐ４） **（３）川口市教育委員会の調査組織の設置** 第１４条第３項　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 川口市教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「川口市いじめ問題調査委員会」（以下「問題調査委員会」という。）を設置する。 問題調査委員会は常設化せず、法第２８条（１２ページ以下参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合のみ、委員を招集し、調査・対処を行うものとする。 なお、問題調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。	**（Ｐ４）** **（３）教育委員会の調査組織の設置** 【法】 第１４条第３項　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「川口市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。 調査委員会は常設化せず、法第２８条（２０ページ以下参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合のみ、委員を招集し、調査・対処を行うものとする。 なお、調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。
（該当記載なし）	**（４）川口市いじめから子どもを守る委員会の設置** 【条例】 第１５条　市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。 市は、子どもや保護者、市民等からのいじめに関する相談に応じ、調査、調整等を行う組織として、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置する。 ア　所掌事務 （ア）いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 （イ）いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。 （ウ）市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

現　行	改定案
（該当記載なし）	イ　委員（３人） （ア）教育関係者 （イ）子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者 （ウ）学識経験者
（Ｐ４） **（４）川口市が実施する施策** ア　学校を支援する （ア）相談体制の整備・充実 ・生徒指導担当学校訪問・・・生徒指導担当指導主事が、定期的に各学校を訪問し、課題を抱える児童生徒等の情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。	**（Ｐ５）** **（５）市が実施する施策** 【条例】 第１０条　市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1)　子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動 (2)　市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施 (3)　いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援 (4)　いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援 (5)　いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１８条第２項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣 ２　教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。 ア　市立学校を支援する （ア）相談体制の整備・充実 ・学校の教育相談体制への支援・・・学校の教育相談組織の整備を支援するとともに、教育相談をコーディネートする教員の育成に努める。 ・生徒指導担当学校訪問・・・生徒指導担当指導主事が、定期的に各学校を訪問し、課題を抱える児童生徒等の情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
・スクールカウンセラー（県が配置）の活用 ・・・児童生徒や保護者に対する相談・助言、研修での教職員に対する指導等を行う。 ・スクールソーシャルワーカー（県が配置）の活用 ・・・小学校において、保護者に対する助言を行いつつ、関係諸機関とも連携し、改善に向けた指導を行う。	・スクールカウンセラー（埼玉県が配置）の活用 ・・・児童生徒や保護者に対する相談・助言、研修での教職員に対する指導等を行う。また、自ら相談日やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。 ・スクールソーシャルワーカー（埼玉県が配置）の活用 ・・・小学校において、保護者に対する助言を行いつつ、関係諸機関とも連携し、改善に向けた指導を行う。また、自らの取組を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。
（Ｐ５） （イ）いじめ問題に対する教職員の指導力の向上 ・教職員に対しては、①いじめについて基本的な理解を図るとともに、（・・・略）	**（Ｐ６）** （イ）いじめ問題に対する教職員の指導力の向上 ・教職員に対しては、①いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、（・・・略）

現　行	改定案
・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、アンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう、県の事業や発行資料が積極的に活用されるよう、指導・助言を行う。	・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教師用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう、埼玉県の事業や発行資料が積極的に活用されるよう、指導・助言を行う。 ・いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。 ・定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもとに、いじめのない学校づくりのための取組を促す。
（Ｐ５−６） （エ）いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消の推進 ・市内小・中学校におけるいじめの認知・解消等に関する現状を常に把握するために、「市いじめ調査」を毎月実施し、早期発見・報告体制を整備する。なお、未解消事案が増加傾向にあるなど、課題のある学校については、より一層連携を深め、学校への指導・助言を行う。 （オ）児童生徒によるいじめ根絶に向けた取組の支援 ・市内全中学校の代表者を集めて「いじめゼロ中学生サミット」を開催するとともに、各学校の取組や相互のアイデアを共有し、今後の自校の取組の参考にするなど、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。 （カ）ネットいじめへの対応の推進 ・埼玉県警察サイバー犯罪対策課が実施している「情報セキュリティ講演」の積極的な活用を推奨し、携帯電話も含めた情報通信ネットワーク機器の正しい使い方や情報モラルについて、指導の徹底を図る。 ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ」を活用し、適切なネット利用を啓発する。 （キ）学校評価等実施上の留意点の周知 ・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、法第３４条を踏まえるよう、川口市教育委員会は各学校に対して指導・助言を行う。	**（Ｐ７−８）** （エ）いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消の推進 ・市立小・中学校におけるいじめの認知・解消等に関する現状を常に把握するために、「市いじめ調査」を毎月実施し、早期発見・報告体制を整備する。なお、未解消事案が増加傾向にあるなど、課題のある学校については、より一層連携を深め、学校への指導・助言を行う。 ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。 （オ）児童生徒によるいじめ根絶に向けた取組の支援 ・市立全小・中学校の代表者を集めて「いじめゼロサミット」を開催するとともに、各学校の取組や相互のアイデアを共有し、今後の自校の取組の参考にするなど、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。 ・いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。 ・生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。 （カ）ネットいじめへの対応の推進 ・埼玉県警察サイバー犯罪対策課が実施している「情報セキュリティ講演」やネットアドバイザーを小・中学校等へ派遣し開催する「子供安全見守り講座」の積極的な活用を推奨し、携帯電話も含めた情報通信ネットワーク機器の正しい使い方や情報モラルについて、指導の徹底を図る。 ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ」を活用し、適切なネット利用を啓発する。 （キ）学校評価等実施上の留意点の周知 ・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、法第３４条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、教育委員会は各学校に対して指導・助言を行う。 （ク）児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。 ・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。 （ケ）いじめに対する措置 ・いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

現　行	改定案
	（コ）幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進する ・「子育ての目安『３つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。
（Ｐ６） イ　家庭や地域、県や関係諸機関との連携を図る （ア）関係諸機関等とのこれまでの連携の更なる推進 ・ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。（各学校に、ネットいじめ等に関する「ネットパトロール活動」への参加を呼びかけ、ネットパトロールの取組を拡大する）	（Ｐ８） イ　家庭・地域・関係機関・関係団体との連携を図る （ア）関係機関・関係団体等とのこれまでの連携の更なる推進 ・学校の枠を超えた活動の場を提供する。（川口市青少年保護育成本部事業や青少年相談員の活動等により、児童生徒が学校以外の仲間づくりができる場を創出し、相談しやすい環境づくりを支援） ・ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。（学校へのネットいじめ等に関する「ネットパトロール活動」への参加の呼びかけ、ネットパトロールの取組を継続的に実施する）
・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害を受けた児童生徒及び保護者等の意向等を踏まえ、学校や教育委員会等と連携しつつ、警察として必要な捜査・調査活動を推進する。	・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害を受けた児童生徒及び保護者等の意向等を踏まえ、学校や教育委員会、警察等が連携し、必要な捜査・調査活動を推進する。
（Ｐ６−７） （イ）保護者のいじめ早期発見・対応への支援 ・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、県及び県教育委員会が発行した保護者向け啓発資料等を活用する。 （ウ）学校応援団や防犯に関わる地域の方々等による、学校とのいじめ情報に関する連携の推進 ・学校応援団等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。 ・市立校長会や教頭会等において、「いじめ」防止のための「学校応援団」による学校への情報提供等への協力について説明するとともに、学校応援団やＰＴＡへの周知を依頼する。	（Ｐ８） （イ）保護者のいじめ早期発見・対応への支援 ・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、埼玉県及び埼玉県教育委員会等の発行する保護者向け啓発資料等を活用する。 （ウ）学校応援団（地域学校協働本部）や防犯に関わる地域の方々等による、学校とのいじめ情報に関する連携の推進 ・学校応援団（地域学校協働本部）等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。 ・市立校長会や教頭会等において、いじめ防止のための学校応援団（地域学校協働本部）による学校への情報提供等への協力について説明するとともに、学校応援団（地域学校協働本部）やＰＴＡへの周知を依頼する。
（Ｐ７） ・「いじめゼロ中学生サミット」の成果を自校の取組に生かし、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。また、各地区ごとに取り組む活動においては、校区内の小学校も巻き込むなど、市内全ての学校が参加できるよう、呼びかけていく。	（Ｐ９） ・「いじめゼロサミット」の成果を自校の取組に生かし、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。また、各地区ごとに取り組む活動においては、地区内の全ての学校が足並みを揃えて参加できるよう、呼びかけていく
（ウ）１１月を「いじめ根絶月間」とし、市民の意識高揚を図る ・埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」や「いじめ撲滅宣言」、本市の「川口いじめ根絶宣言」を周知し、児童生徒のいじめ根絶に向けた意識の高揚を図る。	（ウ）１１月を「いじめ根絶月間」とし、市民の意識高揚を図る ・埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」や「いじめ撲滅宣言」、本市の「川口いじめ根絶宣言」を周知し、児童生徒のいじめ根絶に向けた意識の高揚を図る。 ・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。

現　行	改定案
（Ｐ７） **２　いじめ防止等のために市立学校が実施すべき施策** **（１）学校いじめ防止基本方針の策定** （学校いじめ防止基本方針） 第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、（・・・略） 各学校は、国や埼玉県の基本方針、川口市基本的な方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるよう、次の点に留意する。	（Ｐ９−１０） **２　いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策** **（１）学校いじめ防止基本方針の策定** 【法】~~（学校いじめ防止基本方針）~~ 第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、（・・・略） 【条例】 第１１条　学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1)　いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援 (2)　いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力 (3)　当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組 各学校は、国や埼玉県のいじめ防止基本方針、本いじめ防止基本方針並びに条例を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」~~（以下「学校基本方針」という。）~~として策定する。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。 ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその　保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。 なお、策定に当たっては、次の点に留意する。
（Ｐ７−８） ア　策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。 イ　「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。 ウ　児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。 エ　法第２２条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。	（Ｐ１０−１１） ア　学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。 イ　学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。 ウ　いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。 エ　学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込んでおく必要がある。 オ　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。 カ　策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。 キ　児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

現　行	改定案
オ　未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。 カ　未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。） キ　年間の取組をＰＤＣＡサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。 ク　１１月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を１１月にも位置付けるよう努める。 ケ　重大事態への対処については、川口市基本的な方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。） コ　学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。	ク　未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。 ケ　未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。） コ　１１月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を１１月にも位置付けるよう努める。 サ　重大事態への対処については、本いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。） シ　学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。 ス　策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
（該当記載なし）	**（Ｐ１１）** **（２）いじめ対応教員の任命** 【条例】 第１２条　市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。 ２　いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。 校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。 いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。 ア　いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。 イ　子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。 ウ　いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法２２条に基づく学校いじめ対策組織、１２ページ以下参照）を招集すること。 エ　いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。 オ　子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。 カ　川口市いじめから子どもを守る委員会（４ページ参照）その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。 なお、市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。また、教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

現　行	改定案
（Ｐ８） **（２）市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織** （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。 また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。 この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、ＰＴＡ、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。	（Ｐ１２） **（３）市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織** ~~【法】（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）~~ 第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 市立学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。 このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。 また、いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。 いじめ対策委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。
（Ｐ８−９） ア　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割 ウ　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割	（Ｐ１２−１３） 【未然防止】 ア　いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割 【早期発見・事案対処】 イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割 ウ　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 エ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割 オ　いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】 カ　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 キ　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

現　行	改定案
また、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行対応支援チーム」（困難ないじめ問題等を抱える公立学校について、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。各教育事務所に配置したいじめ・非行防止支援員への要請により、編成する。）が組織に加わることも検討することとする。	ク　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む） また、いじめ対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。 なお、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織に加わることも検討することとする。 ※いじめ・非行防止支援チームとは 困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。
（Ｐ９） **（３）市立学校におけるいじめ防止等に関する措置** 川口市教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。 **ア　いじめの防止** いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。 未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。	**（Ｐ１３−１４）** **（４）市立学校におけるいじめの防止等に関する措置** 【条例】 第６条　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。 ２　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第２２条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。 ３　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。 ４　学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校のいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。 教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。 **ア　いじめの防止** いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。 指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、 ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。 ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。 等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

現　行	改定案
	東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。 その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。 また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
（Ｐ１１） （エ）保護者同士のネットワークづくり いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。	**（Ｐ１６）** （エ）保護者同士のネットワークづくり いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。
（Ｐ１１） **イ　早期発見** いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを　装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。 このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。	**（Ｐ１６-１７）** **イ　早期発見** いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを　装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。 このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。 アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

現　行	改定案
（Ｐ１１） （ア）埼玉県が発行する「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。 （イ）「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。 （ウ）「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。	（Ｐ１７） （ア）「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。 （イ）「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。 （ウ）「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。
（Ｐ１１−１２） **ウ　いじめに対する措置** いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。 いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。	（Ｐ１７−１８） **ウ　いじめに対する措置** 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ　なければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち，学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。 また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記　録しておく必要がある。 いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織　的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。 加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に　よらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。
（Ｐ１２） （ア）いじめている児童生徒への指導（「New I's」参照） いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。 （イ）いじめられている児童生徒への支援（「New I's」参照） 「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。（・・・略）	（Ｐ１８） （ア）いじめている児童生徒への指導（「彩の国　生徒指導ハンドブック」参照） いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。 （イ）いじめられている児童生徒への支援（「彩の国　生徒指導ハンドブック」参照） 「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。（・・・略）

現　行	改定案
（該当記載なし）	**（Ｐ１８−１９）** （カ）いじめの解消 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。 ①いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。 ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。 いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。
（Ｐ１２−１３） **（１）重大事態への対処の流れ** ア　「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（１４ページ以下参照） イ　いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。 ウ　重大事態が発生した場合、当該学校は川口市教育委員会を通じて川口市長へ、事態発生について報告する。	**（Ｐ１９）** **（１）重大事態への対処の流れ** ア　「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（２０ページ以下参照） イ　いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。 ウ　重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。
（Ｐ１３） ク　上記エの調査結果は、川口市教育委員会を通じて川口市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。 ケ　上記クの調査結果の報告を受けた川口市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行うことができる。	**（Ｐ２０）** ク　上記エの調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。 ケ　上記クの調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行うことができる。

現　行	改定案
サ　川口市長及び川口市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 シ　上記ケの調査を行ったときは、川口市長はその結果を川口市議会に報告する。	サ　市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 シ　上記ケの調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。
（２）市立学校の設置者又はその設置する学校による調査 （学校の設置者又はその設置する学校による対処） 第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（・・・略）	**（２）市立学校の設置者又はその設置する学校による調査** 【法】~~（学校の設置者又はその設置する学校による対処）~~ 第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（・・・略）
（Ｐ１４） 第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、川口市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。 また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者から　あったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 （イ）重大事態の報告 重大事態が発生した場合、当該学校は川口市教育委員会を通じて川口市長へ、事態発生について報告する。	**（Ｐ２１）** 第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。 また、高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。 さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。 （イ）重大事態の報告 重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。
（Ｐ１４−１５） （ウ）調査の趣旨及び調査主体について 法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会において調査を実施する。 学校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、川口市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。	**（Ｐ２２）** （ウ）調査の趣旨及び調査主体について 法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。 学校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

現　行	改定案
（Ｐ１５） （エ）調査を行うための組織について 川口市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。 学校における調査において、川口市教育委員会が調査主体となる場合、問題調査委員会を当該調査を行うための組織とする。なお、この場合、問題調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。 また、当該学校自体が調査主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、第２２条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて問題調査委員会の委員等を、川口市教育委員会が派遣する。	（Ｐ２２） （エ）調査を行うための組織について 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。 学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会を当該調査を行うための組織とする。なお、この場合、調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。 また、当該学校自体が調査主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会が派遣する。
（Ｐ１５−１６） この調査は、川口市教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、川口市教育委員会又は学校は、問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。	（Ｐ２２−２３） この調査は、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、教育委員会又は学校は、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。
（Ｐ１６） これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、川口市教育委員会及び学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。	（Ｐ２３） これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。
いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。	いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成２７年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。
（Ｐ１６−１７） ③　死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。 ④　詳しい調査を行うに当たり、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。	（Ｐ２４） ③　死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。 ④　詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

現　行	改定案
（Ｐ１７） ⑧　学校が調査を行う場合において、川口市教育委員会は、情報提供について必要な指導・支援を行うこととされており、川口市教育委員会は適切に対応する。	**（Ｐ２４）** ⑧　学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報提供について必要な指導・支援を行うこととされており、教育委員会は適切に対応する。
（・・・略）また、「New I's」の「Ⅱ　自殺予防対策編『資料』」も参考にする。	（・・・略）また、「彩の国　生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ　自殺予防対策編『資料』」も参考にする。
（・・・略）川口市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。	（・・・略）教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
（Ｐ１８） イ　調査結果の提供及び報告 （ア）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任 （学校の設置者又はその設置する学校による対処） 第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 川口市教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。 これらの情報の提供に当たっては、川口市教育委員会又はその学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。 ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。 また、当該学校が調査を行う際、川口市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。 （イ）調査結果の報告 調査結果について、市立学校に係る調査結果は、川口市長に報告する。 上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。	**（Ｐ２５）** イ　調査結果の提供及び報告 （ア）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任 ~~【法】（学校の設置者又はその設置する学校による対処）~~ 第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。 これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又はその学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。 また、当該学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。 （イ）調査結果の報告 調査結果について、市立学校に係る調査結果は、市長に報告する。 上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

現　行	改定案
（Ｐ１８−１９） **（３）調査結果の報告を受けた川口市長による再調査及び措置** （公立の学校に係る対処） 第３０条第２項　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 ア　再調査 法第３０条の規定による報告を受けた川口市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。 この調査は、川口市長が設置した附属機関が行う。 再調査についても、川口市教育委員会又はその学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。 イ　再調査の結果を踏まえた措置等 川口市長及び川口市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 また、再調査を行った場合、川口市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、川口市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。	（Ｐ２５−２６） **（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置** 【法】~~（公立の学校に係る対処）~~ 第３０条第２項　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 ア　再調査 法第３０条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。 再調査は、市長が設置する附属機関「川口市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）が実施する。教育委員会または学校による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。 イ　再調査の結果を踏まえた措置等 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 また、再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会への報告等にあたっては、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。
（Ｐ１９） **第３　その他、いじめ防止等のための対策に関する重要事項** 川口市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、川口市基本的な方針にある各施策の効果を検証し、川口市基本的な方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（軽微な改正については、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。） また、川口市は、各学校における学校基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。	（Ｐ２６） **第３　その他、いじめ防止等のための対策に関する重要事項** 市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（軽微な改正については、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。） また、市は、市立学校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。